

戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する愛知目標
戦略目標 A： 生物多様性の損失の根本原因に対処	A-1： 「生物多様性の社会における主流化」の達成等	A-1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化	1
		A-1-2：生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進	2
		A-1-3：生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、生物多様性に配慮した奨励措置の実施	3
		A-1-4：2014年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定	4
		A-1-5：持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励	
戦略目標 B： 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B-1： 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の減少	B-1-1：2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立	5
		B-1-2：2020年までに生息地の劣化・分断の減少のため必要な取組を実施等	
		B-1-3：2015年までに鳥獣保護法の施行状況見直しの実施 等	
		B-1-4：広域のかつ効果的な野生鳥獣による森林被害対策の推進 等	
	B-2： 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B-2-1：持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進	6
		B-2-2：森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進等	7
		B-2-3：持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 等	
		B-2-4：自然と共生した里海づくりの取組の実施	
	B-3： 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物の保全と生産性の向上等	B-3-1：流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施	8
		B-3-2：2014年までに水生生物の保全のための下層 D0 及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討 等	10
B-3-3：生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究の実施			
B-4： 侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進等	B-4-1：2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備等	9	
	B-4-2：2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定		
	B-4-3：優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進		
B-5： 人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	B-5-1：2013年までにサンゴ礁、藻場、干潟等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定、2015年から許容値達成のための取組の実施	10	
戦略目標 C： 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善	C-1： 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	C-1-1：2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理	11
		C-1-2：生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討 等	
		C-1-3：生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進	
		C-1-4：重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討	
	C-2： 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持等	C-2-1：絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し C-2-2：国内希少野生動植物種の指定、保護増殖の取組の推進 等 C-2-3：絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための基盤整備の推進 C-2-4：トキ、ツシマヤマメコ等の生息域外保全や野生復帰の推進 等 C-2-5：植物遺伝資源保全に関する保全ネットワークの構築 等	12 13
戦略目標 D： 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1： 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1-1：持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進等	14
		D-1-2：農村環境の保全・利用と地域資源の活用 等	
		D-1-3：SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進	
		D-1-4：三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 等	
		D-1-5：自然と共生した里海づくりの取組の実施	
	D-2： 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応	D-2-1：2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立 D-2-2：生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応に貢献する対策の推進 D-2-3：森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進 等	15
D-3： 名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D-3-1：可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施	16	
戦略目標 E： 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1： 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等	E-1-1：2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施	17
		E-1-2：地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を活用した世界全体における愛知目標17の達成への貢献	
	E-2： 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資金の効果的・効率的な動員	E-2-1：伝統的生活文化の知恵や資源利用技術の再評価、継承・活用促進	18
		E-2-2：自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 等	19
		E-2-3：海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実	20
		E-2-4：生物多様性に関する総合的な評価の実施、国別目標の中間評価	
E-2-5：IPBESへの積極的な参加・貢献、国内体制の整備			
E-2-6：我が国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備			

国別目標 B-5, D-3, E-1 の目標年は 2015 年（それ以外の国別目標の目標年は 2020 年）。年が未記載の主要行動目標の目標年は国別目標の目標年に同じ。